

教育委員会会議規則（第18条関係）

会 議 録

文書分類		保存期間	30、10、5、3、1年
会議の名称	第3回教育委員会定例会		
開催日時	令和8年3月24日（火） 午後 15時00分開会 午後 16時28分閉会		
開催場所	真壁庁舎 3階 3310会議室		
出席者	<p>（委員出席者氏名）</p> <p>教 育 長 稲川 善成          教育長職務代理者 宇佐美 徹          委 員 舘野 仁一          委 員 小林 源洋          委 員 小島 香織</p> <p>（説明の出席者職・氏名）</p> <p>教 育 部 長 佐谷 智          次長兼学校教育課長 仲田 幸一          教育指導課長 小林 詠二          次長兼生涯学習課長 上野 俊一          スポーツ振興課長 廣澤 伸一          次長兼文化財課長 寺崎 大貴          学校給食センター所長 保坂 理恵          学校教育課係長 舘 翔子          学校教育課主任 羽野島 和喜</p>		
議事録署名人	小島 香織 委員		
会議内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第6号 桜川市スポーツ芸術文化振興協会助成金等交付要綱を廃止する訓令（案）について</li> <li>・議案第7号 桜川市全国大会等出場子ども応援補助金等交付要綱（案）の制定について</li> <li>・議案第8号 桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令（案）について</li> <li>・議案第9号 桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）について</li> <li>・議案第10号 桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則（案）について</li> <li>・議案第11号 桜川市各種検定料助成金交付要領の一部を改</li> </ul>		

	<p>正する訓令（案）について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議案第12号 桜川市教育情報セキュリティポリシー（案）の策定について</li> <li>・議案第13号 桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱（案）の制定について</li> <li>・議案第14号 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画の変更（案）について</li> <li>・議案第15号 桜川市学校給食費の特例に関する規則を廃止する規則（案）について</li> <li>・議案第16号 桜川市学校給食費無償化実施要綱（案）の制定について</li> <li>・議案第17号 桜川市学校給食費の特例に関する規則（案）の制定について</li> </ul>
会議録作成方針	要点記録
情報の公開可否	<p>Ⓜ・否</p> <p>不開示理由（部分開示を含む）</p>
<p>会 議 内 容 （審議内容・審議経過・結論等）</p>	
稲川教育長	<p>ただいまから令和8年第3回桜川市教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>本日の出席者は私を含めて5名です。定足数に達していますので、本委員会は成立いたします。</p> <p>【 議事録署名人の選任 】</p> <p>それでは、本日の定例会における議事録署名人についてですが、小島 香織 委員にお願いします。</p> <p>【 議事 】</p> <p>本日の会議に提案されている案件は、議案12件です。よろしくお願いたします。</p>

	<p>議案第6号「桜川市スポーツ芸術文化振興協会助成金等交付要綱を廃止する訓令（案）について」と、議案第7号「桜川市全国大会等出場子ども応援補助金交付要綱（案）の制定について」は、関連がございますので、一括して上程いたします。学校教育課より説明願います。</p>
仲田次長兼学校教育課長	（資料により説明） 学校教育課
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。
宇佐美委員	以前はよく助けていただき、ありがたいなと思います。
小林委員	期限等がありますか。
仲田次長兼学校教育課長	年度内に申請していただくことが基本となります。制度自体は以前からあるものになりますので、各団体には周知されていると認識しております。
稲川教育長	広く認知はされているという判断で間違いはないですか。
仲田次長兼学校教育課長	その通りです。
舘野委員	第4条についてですが、金額があがっていると説明がありましたが、どのくらいあがりましたか。
仲田次長兼学校教育課長	全国大会等出場の場合、個人競技で一人当たり15,000円から20,000円に、団体だと開催地に関わらず上限300,000円としております。現行のものより手厚くしております。
舘野委員	ありがとうございます。
稲川教育長	<p>その他質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>発言がありませんので、採択に入ります。</p> <p>議案第6号「桜川市スポーツ芸術文化振興協会助成金等交付要綱を</p>

	<p>廃止する訓令（案）について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第6号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第7号について、委員さんから発言等があればお願いいたします。</p>
<p>宇佐美委員</p>	<p>年間の限度額はおおよそ決まっていますか。</p>
<p>仲田次長兼学校教育課長</p>	<p>申請いただいたものについては中身が問題なければ、全て交付するような形で考えております。</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>予算をオーバーした場合には、補正を組むということですか。</p>
<p>仲田次長兼学校教育課長</p>	<p>基金からの繰り出しですので、充当という形となります。</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>その他質疑等ございませんでしょうか。</p> <p>発言がありませんので、採択に入ります。</p> <p>議案第7号「桜川市全国大会等出場子ども応援補助金交付要綱（案）の制定について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第7号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第8号「桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令（案）について」学校教育課より説明願います。</p>
<p>仲田次長兼学校教育課長</p>	<p>（資料により説明）学校教育課</p>
<p>稲川教育長</p>	<p>説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p> <p>発言がありませんので、採択に入ります。</p> <p>議案第8号「桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令</p>

仲田次長兼学校教育課長	<p>(案) について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第8号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第9号「桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(案)について」学校教育課より説明願います。</p> <p>(資料により説明) 学校教育課</p>
稲川教育長	<p>説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p> <p>発言がありませんので、採択に入ります。</p> <p>議案第9号「桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令(案)について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第9号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第10号「桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則(案)について」学校教育課より説明願います。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>(資料により説明) 学校教育課</p>
稲川教育長	<p>説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p>
宇佐美委員	<p>上位規則が変わった関係で変わるような形ですか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>システムの標準化に伴うもので、全国的に統一というものになります。</p>
稲川教育長	<p>発言がありませんので、採択に入ります。</p> <p>議案第10号「桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則(案)について」は、原案どおりとすることにご異議</p>

	<p>ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第10号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第11号「桜川市各種検定料助成金交付要領の一部を改正する訓令（案）について」学校教育課より説明願います。</p> <p>（資料により説明） 学校教育課</p>
稲川教育長	<p>説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p>
舘野委員	<p>どのくらいの助成をしているのですか。</p>
仲田次長兼学校教育課長	<p>検定料の1/2の端数を切り捨てた額になります。</p>
稲川教育長	<p>3級の取得率はどのようになっていますか。</p>
小林教育指導課長	<p>令和6年度は39%となっています。</p>
稲川教育長	<p>この前調べましたが、令和7年度は中学三年生で英検3級の合格者は、50%のようです。ですから、この助成制度が実を結んでいるといえると思います。</p> <p>発言がありませんので、採択に入ります。</p> <p>議案第11号「桜川市各種検定料助成金交付要領の一部を改正する訓令（案）について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第11号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第12号「桜川市教育情報セキュリティポリシー（案）の策定について」学校教育課より説明願います。</p>

舘係長	(資料により説明) 学校教育課
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。
宇佐美委員	各学校への説明等の計画はできているのかをお聞きしたい。
仲田次長兼学校教育課長	既に校長会等を通じて先生方に説明は済んでおります。また、2月に説明会を行っております。  発言がありませんので、採択に入ります。  議案第12号「桜川市教育情報セキュリティポリシー(案)の策定について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。  ご異議がありませんので、議案第12号は原案通り決定いたします。  続いて、議案第13号「桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱(案)の制定について」教育指導課より説明願います。
小林教育指導課長	(資料により説明) 教育指導課
稲川教育長	説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。
舘野委員	4月1日から実施するということは、配置する人はきまっているのか、それとも今から見つけるのか。
小林教育指導課長	すでに決まっております。
舘野委員	一人ですか。
小林教育指導課長	はい。一人です。
稲川教育長	設置した理由をお聞かせください。

小林教育指導課長	<p>設置した主な理由ですが、家庭環境が複雑になってきており、登校がなかなかできない子どもや、子育てに悩んでいる保護者が近年増えてきており、ニーズが高くなっております。県のSSWだけでは足りないということで、市の予算を組んで、会計年度任用職員として雇用し対応したいと考えております。また、保健福祉部、児童相談所、警察等の連携を考えるとスクールカウンセラーよりは、SSWの力が必要だと考え、追加させていただきたい次第でございます。</p>
宇佐美委員	<p>どのようにして派遣する学校を決めるのか。</p>
小林教育指導課長	<p>まず、校長会に制度の説明をさせていただきます。教頭や生徒指導担当にニーズを確認し、派遣先を調整していく予定です。</p>
宇佐美委員	<p>家庭訪問も含まれますか。</p>
小林教育指導課長	<p>含まれます。</p>
稲川教育長	<p>スクールカウンセラーではできない点が大きな利点となります。</p> <p>発言がありませんので、採択に入ります。</p>
寺崎次長兼文化財課長	<p>議案第13号「桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱（案）の制定について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第13号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第14号「桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画の変更（案）について」文化財課より説明願います。</p>
稲川教育長	<p>（資料により説明）文化財課</p>
宇佐美委員	<p>説明が終わりました。委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p> <p>今回追加が1件あると思うのですが、追加するかどうかは毎回小山工業高等専門学校を呼んで査定してもらおうのですか。</p>

寺崎次長兼文化財課長	<p>今回は調査を小山工業高等専門学校の高先生にお願いしましたが、伝統的建造物群保存地区保存審議会というものがございます。こちらには各地区の地元代表の方々や専門の先生方が入った中で審議をしております。その中で特定が相当であるかどうか審議していただいております。</p>
稲川教育長	<p>発言がありませんので、採択に入ります。</p> <p>議案第14号「桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画の変更(案)について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第14号は原案通り決定いたします。</p> <p>続いて、議案第15号「桜川市学校給食費の特例に関する規則を廃止する規則(案)について」と、議案第16号「桜川市学校給食費無償化実施要綱(案)の制定について」、議案第17号「桜川市学校給食費の特例に関する規則(案)の制定について」は、関連がございますので、一括して上程いたします。学校給食センターより説明願います。</p>
保坂学校給食センター長	<p>(資料により説明) 学校給食センター</p>
稲川教育長	<p>説明が終わりました。はじめに議案第15号について、委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p> <p>発言がありませんので、採択に入ります。</p> <p>議案第15号「桜川市学校給食費の特例に関する規則を廃止する規則(案)について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p> <p>ご異議がありませんので、議案第15号は原案通り決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第16号について、委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p>

舘野委員	<p>第4条(3)に国の負担とありますが、国の負担というのはどのようなものですか。</p>
保坂学校給食センター長	<p>要綱についてのマニュアルが国からきております。そのマニュアルの中に今後、何か新しい交付金や補助金が創設されるかもしれないとか、そういった国の負担というものを想定している。要綱の素案に沿って桜川市においても作成した形となります。</p>
舘野委員	<p>第6条の当面の間ということなのですが、見通しはどうか。</p>
保坂学校給食センター長	<p>一人当たり5,200円という金額にも変動があるということと、実際自治体のほうで既に5,200円では給食費をまかなえない状態で、桜川市の小学生だと6,200円ぐらいかかっており、5,200円を超えた部分に関しては保護者からいただいてもいいというような形の指針が国からきていることもあるためです。そのような中で、無償化を継続していけるように市としては頑張っていきたいと考えておりますが、そのため明言は避けております。</p>
宇佐美委員	<p>中学校はどうか。</p>
保坂学校給食センター長	<p>令和8年度に関しては、重点支援交付金を財源として活用してまいります。今後も継続していけるよう財源の確保に努めてまいります。</p>
稲川教育長	<p>発言がありませんので、採択に入ります。</p>
	<p>議案第16号「桜川市学校給食費無償化実施要綱(案)の制定について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。</p>
	<p>ご異議がありませんので、議案第16号は原案通り決定いたします。</p>
	<p>続きまして、議案第17号について、委員さんから発言がありましたらお願いいたします。</p>
	<p>発言がありませんので、採択に入ります。</p>

議案第17号「桜川市学校給食費の特例に関する規則（案）の制定について」は、原案どおりとすることにご異議ございませんか。

ご異議がありませんので、議案第17号は原案通り決定いたします。

協議する案件は以上となりますが、委員さんからご意見ご提案がございましたら発言をお願いしたいと思います。

それでは、以上で審議を終了とさせていただきます。

議事進行にご協力いただきありがとうございました。

会議の正なることを証します。

令和 年 月 日

教育長

議事録署名人

教育委員

令和8年(2026年)3月24日開会

## 第3回 桜川市教育委員会定例会

桜川市教育委員会

### 第3回 桜川市教育委員会定例会日程

#### 1 開 会

#### 2 教育長あいさつ

#### 3 教育長報告

#### 4 議事録署名人の選任

#### 5 議 事

- 議案第 6号 桜川市スポーツ芸術文化振興協会助成金等交付要綱を廃止する訓令（案）について（学校教育課）
- 議案第 7号 桜川市全国大会等出場子ども応援補助金等交付要綱（案）の制定について（学校教育課）
- 議案第 8号 桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令（案）について（学校教育課）
- 議案第 9号 桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）について（学校教育課）
- 議案第10号 桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則（案）について（学校教育課）
- 議案第11号 桜川市各種検定料助成金交付要領の一部を改正する訓令（案）について（学校教育課）
- 議案第12号 桜川市教育情報セキュリティポリシー（案）の策定について（学校教育課）
- 議案第13号 桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱（案）の制定について（教育指導課）
- 議案第14号 桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画の変更（案）について（文化財課）
- 議案第15号 桜川市学校給食費の特例に関する規則を廃止する規則（案）について（学校給食センター）

議案第16号 桜川市学校給食無償化実施要綱（案）の制定について  
(学校給食センター)

議案第17号 桜川市学校給食費の特例に関する規則（案）の制定について  
(学校給食センター)

6 その他

次回教育委員会定例会の開催日時について (学校教育課)

7 閉 会

議案第6号

桜川市スポーツ芸術文化振興協会助成金等交付要綱を廃止する訓令（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

桜川市スポーツ芸術文化振興協会助成金等交付要綱を廃止する訓令（案）

桜川市スポーツ芸術文化振興協会助成金等交付要綱（令和3年桜川市教育委員会告示第14号）は、令和8年3月31日限り廃止する。

議案第7号

桜川市全国大会等出場子ども応援補助金等交付要綱（案）の制定について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

## 桜川市全国大会等出場子ども応援補助金等交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、次代を担う子どもたちのスポーツ競技及び文化芸術における活躍を応援し、その成長及び才能の発掘を未来につなげることを目的として、スポーツ競技又は文化芸術に係る大会等（以下「大会」という。）に出場する者に対し、桜川市全国大会等出場子ども応援補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次条に規定する交付対象大会に出場する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者で、以下のいずれかに該当するもの及び団体とする。

- （1） 桜川市内に住所を有する者
- （2） 桜川市内の学校に通学している者
- （3） 桜川市内に活動の本拠点を置いている団体に所属している者
- （4） 市長が特に必要と認めた個人又は団体

（交付対象大会）

第3条 補助金の対象となる大会（以下「交付対象大会」という。）は、スポーツ競技又は文化芸術に係る関東及び全国大会又は国際大会等であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

- （1） 大会の出場に当たり、県大会以上の予選会、選考会等を経て出場するもの。ただし、大会主催者が認める選出方法（推薦、標準記録等）により予選会、選考会等を免除された場合は、この限りでない。
- （2） 開催地枠、招待枠その他の成績によらない理由で出場する大会でないもの
- （3） 出場者の順位を競う大会であって、単なる出場者の交流を目的とするものでないもの
- （4） 予選会に参加した全ての者又は団体が出場できる大会でないもの

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- （1） 関東規模の大会・コンクール 交付対象者1人につき10,000円（団体の場合は、上限100,000円とする。）
- （2） 全国規模の大会・コンクール 交付対象者1人につき20,000円（団体の場合は、上限200,000円とする。）
- （3） 国際規模の大会・コンクール 交付対象者1人につき30,000円（団体の場合は、上限300,000円とする。）

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、

桜川市全国大会等出場子ども応援補助金交付申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、当該年度の末日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 交付対象大会に係る予選会等の要項、結果等が分かる書類
  - （2） その他市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、補助金の可否を決定し、桜川市全国大会等出場子ども応援補助金交付決定通知書（様式第2号）又は桜川市全国大会等出場子ども応援補助金不交付決定通知書（様式第3号条）により、申請者に通知するものとする。

（事業報告及び補助金の請求）

第7条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、交付対象大会終了後、速やかに桜川市全国大会等出場子ども応援補助金事業報告書兼請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 交付対象大会の要項、結果等が分かる書類
  - （2） 交付決定者が大会に出場したことが確認できる書類
  - （3） その他市長が必要と認める書類
- （補助金の返還等）

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） この告示又はこの告示に基づく市長の指示に違反したとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当と認められる事実があったとき。

（報奨金等）

第9条 全国大会優勝、国際大会出場又は市長が特に必要と認めた場合には報奨金等を交付する。

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第8号

桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

桜川市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令（案）

第3条第1項ただし書中「及び第8号」を「、第8号及び第10号」に改める。

第4条第2項中「及び第8号」を「、第8号及び第10号」に改める。

第5条第4項中「2部作成し、」を削る。

第6条第2項第1号中「(様式第2号)」を削り、「就学援助認定通知書（入学準備金）(様式第2号—1)」を「就学援助（新入学児童生徒学用品等）認定通知書」に、同項第2号中「(様式第3号)又は就学援助否認定通知書（入学準備金）(様式第3号—1)」を削り、同条第3項を削る。

第8条中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第10条第1項中「様式第5号」を「様式第3号」に改める。

第11条中「様式第6号」を「様式第4号」に改める。

第12条第1項中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条第2項中「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条第3項中「様式第8号」を「様式第6号」に改める。

第13条中「様式第9号」を「様式第7号」に改める。

様式第2号から様式第3号—1までを削り、様式第4号を様式第2号とし、様式第5号から様式第9号までを2様式ずつ繰り上げる。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

桜川市就学援助事務取扱要綱（平成18年教育委員会告示第10号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（就学援助の方法）</p> <p>第3条 就学援助の方法は、次に掲げる経費について、金銭又は現物（以下「援助費」という。）を支給することにより行うものとする。ただし、法第12条に規定する生活扶助の決定を受けている者に対しては第5号及び第6号に掲げる経費に係る援助費について、法第13条に規定する教育扶助の決定を受けている者に対しては第1号から第6号まで、<u>第8号及び第10号</u>に掲げる経費に係る援助費について、それぞれ支給しないものとする。</p> <p>（1）から（11）まで （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（援助費の支給額等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 次条第1項ただし書に規定する保護者に対し、前条第1項第1号、<u>第2号、第8号及び第10号</u>に規定する経費に係る援助費を支給する場合は、原則として月割り計算によりこれを算出し行うものとする。この場合において、当該月割り計算は、第6条第2項第1号の認定を行った日の属する月から起算するものとし、当該援助費に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3から5まで （略）</p> <p>（就学援助の認定申請）</p> <p>第5条 （略）</p>	<p>（就学援助の方法）</p> <p>第3条 就学援助の方法は、次に掲げる経費について、金銭又は現物（以下「援助費」という。）を支給することにより行うものとする。ただし、法第12条に規定する生活扶助の決定を受けている者に対しては第5号及び第6号に掲げる経費に係る援助費について、法第13条に規定する教育扶助の決定を受けている者に対しては第1号から第6号まで<u>及び第8号</u>に掲げる経費に係る援助費について、それぞれ支給しないものとする。</p> <p>（1）から（11）まで （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（援助費の支給額等）</p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 次条第1項ただし書に規定する保護者に対し、前条第1項第1号、<u>第2号及び第8号</u>に規定する経費に係る援助費を支給する場合は、原則として月割り計算によりこれを算出し行うものとする。この場合において、当該月割り計算は、第6条第2項第1号の認定を行った日の属する月から起算するものとし、当該援助費に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3から5まで （略）</p> <p>（就学援助の認定申請）</p> <p>第5条 （略）</p>

2及び3 (略)

4 校長は、第1項及び第2項の規定に基づき保護者から認定申請書兼世帯票が提出されたときは、速やかに、認定申請書兼世帯票学校長記入欄に学校長の意見を記入したものを\_\_\_\_\_教育委員会へ提出しなければならない。

(就学援助の認定等)

第6条 (略)

2 教育委員会は、前項の規定による認否判定を行ったときは、次に定めるところにより、校長を経由して保護者にその結果を通知するものとする。ただし、入学準備金においては当該申請者に直接通知する。

(1) 就学援助の認定を行った場合 就学援助認定通知書\_\_\_\_\_又は就学援助(新入学児童生徒学用品等)認定通知書\_\_\_\_\_

(2) 就学援助の認定を行わなかった場合 就学援助否認定通知書\_\_\_\_\_

3 \_\_\_\_\_

(援助費支給計画の通知)

第8条 教育委員会は、第6条の規定に基づき就学援助の認定を行ったときは、当該認定に係る保護者ごとに援助費の支給額を積算し、就学援助費支給計画通知書(様式第2号。以下「支給計画通知書」という。)によりその内容を校長に通知するものとする。

2及び3 (略)

4 校長は、第1項及び第2項の規定に基づき保護者から認定申請書兼世帯票が提出されたときは、速やかに、認定申請書兼世帯票学校長記入欄に学校長の意見を記入したものを2部作成し、教育委員会へ提出しなければならない。

(就学援助の認定等)

第6条 (略)

2 教育委員会は、前項の規定による認否判定を行ったときは、次に定めるところにより、校長を経由して保護者にその結果を通知するものとする。ただし、入学準備金においては当該申請者に直接通知する。

(1) 就学援助の認定を行った場合 就学援助認定通知書(様式第2号)又は就学援助\_\_\_\_\_認定通知書(入学準備金)(様式第2号-1)

(2) 就学援助の認定を行わなかった場合 就学援助否認定通知書(様式第3号)又は就学援助否認定通知書(入学準備金)(様式第3号-1)

3 教育委員会は、前項の規定による通知のほか、認定申請書兼世帯票教育委員会記入欄に認否判定の結果を記入し、校長に通知するものとする。

(援助費支給計画の通知)

第8条 教育委員会は、第6条の規定に基づき就学援助の認定を行ったときは、当該認定に係る保護者ごとに援助費の支給額を積算し、就学援助費支給計画通知書(様式第4号。以下「支給計画通知書」という。)によりその内容を校長に通知するものとする。

(援助費の支給)

第10条 校長は、前条の規定により認定保護者から委任を受けた場合において、当該認定保護者に係る援助費の交付を受けようとするときは、請求書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。

2から5まで (略)

(就学援助認定の変更申請)

第11条 認定保護者は、就学援助の認定を受けた後、当該認定に係る援助費の支給を受ける事由に変更が生じたときは、速やかに就学援助認定変更申請書(様式第4号)によりその旨を校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

(就学援助の変更等)

第12条 教育委員会は、前条の規定に基づき就学援助認定変更申請書(様式第4号)が提出されたときは、速やかに、校長の意見をもとにその内容を審査するとともに、就学援助に関する変更決定を行うものとする。ただし、認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 教育委員会は、前項の規定により認定の変更を決定したときは、就学援助認定変更決定通知書(様式第5号)を校長を経由して当該認定保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の認定保護者に対し、既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。この場合において、教育委員会は、就学援助費返還命令書(様式第6号。以下「返還命令書」という。)によりその旨を校長を経由して当該認定保護者に通知するものとする。

(援助費の支給)

第10条 校長は、前条の規定により認定保護者から委任を受けた場合において、当該認定保護者に係る援助費の交付を受けようとするときは、請求書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2から5まで (略)

(就学援助認定の変更申請)

第11条 認定保護者は、就学援助の認定を受けた後、当該認定に係る援助費の支給を受ける事由に変更が生じたときは、速やかに就学援助認定変更申請書(様式第6号)によりその旨を校長を経由して教育委員会に申請しなければならない。

(就学援助の変更等)

第12条 教育委員会は、前条の規定に基づき就学援助認定変更申請書(様式第6号)が提出されたときは、速やかに、校長の意見をもとにその内容を審査するとともに、就学援助に関する変更決定を行うものとする。ただし、認定保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すものとする。

(1)から(4)まで (略)

2 教育委員会は、前項の規定により認定の変更を決定したときは、就学援助認定変更決定通知書(様式第7号)を校長を経由して当該認定保護者に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の認定保護者に対し、既に支給した援助費の全部又は一部を返還させることができる。この場合において、教育委員会は、就学援助費返還命令書(様式第8号。以下「返還命令書」という。)によりその旨を校長を経由して当該認定保護者に通知するものとする。

(支給台帳の作成等)

第13条 校長は、援助費の支給事務を適正に管理及び執行するため、就学援助費個人別支給台帳(様式第7号。以下「支給台帳」という。)を作成し、これを備え付けておかなければならない。

様式第2号から様式第3号—1まで 削除

様式第2号 (第8条、第15条関係)

(略)

様式第3号 (第10条関係)

(略)

様式第4号 (第11条関係)

(略)

様式第5号 (第12条関係)

(略)

様式第6号 (第12条、第15条関係)

(略)

様式第7号 (第13条、第14条、第15条関係)

(略)

(支給台帳の作成等)

第13条 校長は、援助費の支給事務を適正に管理及び執行するため、就学援助費個人別支給台帳(様式第9号。以下「支給台帳」という。)を作成し、これを備え付けておかなければならない。

様式第2号 (第6条関係)

(略)

様式第2号—1 (第6条関係)

(略)

様式第3号 (第6条関係)

(略)

様式第3号—1 (第6条関係)

(略)

様式第4号 (第8条、第15条関係)

(略)

様式第5号 (第10条関係)

(略)

様式第6号 (第11条関係)

(略)

様式第7号 (第12条関係)

(略)

様式第8号 (第12条、第15条関係)

(略)

様式第9号 (第13条、第14条、第15条関係)

(略)

議案第9号

桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

桜川市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令（案）

桜川市教育委員会事務決裁規定（平成17年桜川市教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項の表を次のように改める。

決裁区分	課等の区分	代決権者	代決権者が不在のとき
教育長		教育部長	次長
教育部長		次長	主管課長（次長が課長を兼務している場合は課長補佐）
課長	課長補佐を置く課	課長補佐	課長があらかじめ指定する係長級職員 （係長級職員を置かない場合は、課長があらかじめ指定する職員）
	課長補佐を置かない課	課長があらかじめ指定する係長級職員 （係長級職員を置かない場合は、課長があらかじめ指定する職員）	
館長	副館長を置く館	副館長	館長があらかじめ指定する係長級職員 （係長級職員を置かない場合は、館長があらかじめ指定する職員）
	副館長を置かない館	館長があらかじめ指定する係長級職員 （係長級職員を置かない場合は、館長があらかじめ指定する職員）	
所長	課長補佐を置く所	課長補佐	所長があらかじめ指

		定する係長級職員 (係長級職員を置かない場合は、所長があらかじめ指定する職員)
	課長補佐を置かない所	所長があらかじめ指定する係長級職員 (係長級職員を置かない場合は、所長があらかじめ指定する職員)

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

桜川市教育委員会事務決裁規程（平成17年教育委員会訓令第4号）新旧対照表

改正後（案）				現行			
（代決）				（代決）			
第9条 代決は、次の表により行うものとする。				第9条 代決は、次の表により行うものとする。			
決裁区分	課等の区分	代決権者	代決権者が不在のとき	決裁区分	課等の区分	代決権者	代決権者が不在のとき
教育長		教育部長	次長	教育長		教育部長	次長
教育部長		次長	主管課長（次長が課長を兼務している場合は課長補佐）	教育部長		次長	主管課長（次長が課長を兼務している場合は課長補佐）
課長	課長補佐を置く課	課長補佐	課長があらかじめ指定する係長級職員（係長級職員を置かない場合は、課長があらかじめ指定する職員）	課長	課長補佐を置く課	課長補佐	課長があらかじめ指定する係長級職員
	課長補佐を置かない課	課長があらかじめ指定する係長級職員（係長級職員を置かない場合は、課長があらかじめ指定する職員）		課長	課長補佐を置かない課	課長があらかじめ指定する係長級職員	
館長	副館長を置く館	副館長	館長があらかじめ指定する係長級職員	館長	副館長を置く館	副館長	館長があらかじめ指定する係長級職員
	副館長を置かない館	館長があらかじめ指定する係長級職員		館長	副館長を置かない館	館長があらかじめ指定する係長級職員	
所長	課長補佐を置く所	課長補佐	所長があらかじめ指定する係長級職員	所長	課長補佐を置く所	課長補佐	所長があらかじめ指定する係長級職員
	課長補佐を置かない所	所長があらかじめ指定する係長級職員		所長	課長補佐を置かない所	所長があらかじめ指定する係長級職員	

			指定する係長級職員（係長級職員を置かない場合は、館長があらかじめ指定する職員）
	副館長を置かない館	館長があらかじめ指定する係長級職員（係長級職員を置かない場合は、館長があらかじめ指定する職員）	
所長	課長補佐を置く所	課長補佐	所長があらかじめ指定する係長級職員（係長級職員を置かない場合は、所長があらかじめ指定する職員）
	課長補佐を置かない所	所長があらかじめ指定する係長級職員（係長級職員を置かない場合は、所長があらかじめ指定する職員）	

2 (略)

2 (略)

議案第10号

桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

## 桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則の一部を改正する規則（案）

桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則（平成17年桜川市教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出し中「就学通知書」を「入学通知書」に改め、同条第1項中「就学通知書（様式第1号）」を「小学校入学通知書又は中学校入学通知書」に改め、同条第2項中「就学通知書」を「入学通知書」に、「様式第1号の2」を「様式第1号」に改める。

第5条第1項中「指定学校変更許可申請書（様式第2号）に事実を証する書類を添えて願出しなければならない」を「就学校変更申請書により委員会に申請しなければならない」に改め、同条第2項中「指定学校変更許可通知書（様式第2号の2）」を「就学校変更許可通知書」に改める。

第6条第1項中「就学通知書」を「入学通知書」に改める。

第7条第1項中「区域外就学許可申請書（様式第3号）」を「区域外就学申請書」に改め、同条第2項中「（様式第4号）」を削り、「区域外就学許可書（様式第5号）」を「区域外就学許可通知書」に改める。

様式第1号を削り、様式第1号の2を様式第1号とする。

様式第2号から様式第5号までを削る。

### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

桜川市就学児童生徒の学校指定に関する規則（平成17年教育委員会規則第14号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（入学通知書及び就学届）</p> <p>第4条 令第5条の規定による入学期日の通知及び前条第1項の規定による就学すべき学校の指定は、<u>小学校入学通知書又は中学校入学通知書</u>によって行うものとする。</p> <p>2 前項の<u>入学通知書</u>を受けたものは、就学届（様式第1号_____）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>（学校指定の変更願い）</p> <p>第5条 令第8条の規定に基づき、保護者が、指定された学校の変更を申し立てるときは、<u>就学校変更申請書により委員会に申請しなければならない</u>。</p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があった場合には、別表第4に掲げる基準等により相当と認めるときは、<u>就学校変更許可通知書</u> _____により当該保護者に対し、期限を付して許可するものとする。</p> <p>（学校指定の変更及び取消し）</p> <p>第6条 委員会は、第4条第1項の規定により<u>入学通知書</u>を交付した後、第2条第2項各号に該当することを発見したとき、又は児童生徒が住所を変更し、若しくは学校を変更する必要があると認めるときは、学校指定の変更を行うことがある。</p> <p>2 （略）</p> <p>（区域外就学）</p>	<p>（就学通知書及び就学届）</p> <p>第4条 令第5条の規定による入学期日の通知及び前条第1項の規定による就学すべき学校の指定は、<u>就学通知書（様式第1号）</u> _____によって行うものとする。</p> <p>2 前項の<u>就学通知書</u>を受けたものは、就学届（様式第1号<u>の2</u>）を委員会に提出しなければならない。</p> <p>（学校指定の変更願い）</p> <p>第5条 令第8条の規定に基づき、保護者が、指定された学校の変更を申し立てるときは、<u>指定学校変更許可申請書（様式第2号）に事実を証する書類を添えて願い出なければならない</u>。</p> <p>2 委員会は、前項の規定による申請があった場合には、別表第4に掲げる基準等により相当と認めるときは、<u>指定学校変更許可通知書（様式第2号の2）</u>により当該保護者に対し、期限を付して許可するものとする。</p> <p>（学校指定の変更及び取消し）</p> <p>第6条 委員会は、第4条第1項の規定により<u>就学通知書</u>を交付した後、第2条第2項各号に該当することを発見したとき、又は児童生徒が住所を変更し、若しくは学校を変更する必要があると認めるときは、学校指定の変更を行うことがある。</p> <p>2 （略）</p> <p>（区域外就学）</p>

第7条 本市に住所を有しない児童生徒等を、桜川市立小中学校、又は義務教育学校に就学させようとする保護者は、区域外就学申請書により委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があった場合において相当と認めるときは、区域外就学協議書により当該児童生徒の住所の有する市町村教育委員会に対し、協議し同意を得た後、区域外就学許可通知書により当該保護者に対し、期限を付して許可するものとする。

第7条 本市に住所を有しない児童生徒等を、桜川市立小中学校、又は義務教育学校に就学させようとする保護者は、区域外就学許可申請書(様式第3号)により委員会に申請しなければならない。

2 委員会は、前項の規定による申請があった場合において相当と認めるときは、区域外就学協議書(様式第4号)により当該児童生徒の住所の有する市町村教育委員会に対し、協議し同意を得た後、区域外就学許可書(様式第5号)により当該保護者に対し、期限を付して許可するものとする。

議案第11号

桜川市各種検定料助成金交付要領の一部を改正する訓令（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

桜川市各種検定料助成金交付要領の一部改正する訓令（案）

第4条第2項に次のただし書を加える。

ただし、英語検定については、申請年度の初回受験級が3級以上で助成金を利用し、かつ、2回目の受験が同会場の場合は、2回を上限として交付する。  
様式第1号の2を次のように改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

桜川市各種検定料助成金交付要領（令和7年教育委員会告示第5号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>（助成金の額等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 助成金の交付は、同一の対象児童生徒につき第2条各号に規定する検定においてそれぞれ1年度1回限りとする。<u>ただし、英語検定については、申請年度の初回受験級が3級以上で助成金を利用し、かつ、2回目の受験が同会場の場合は、2回を上限として交付する。</u></p>	<p>（助成金の額等）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 助成金の交付は、同一の対象児童生徒につき第2条各号に規定する検定においてそれぞれ1年度1回限りとする。_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>

議案第12号

桜川市教育情報セキュリティポリシー（案）の策定について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

## 桜川市教育情報セキュリティポリシー（案）

### 1. 概要

近年、学校現場においては、校務のデジタル化や学習用端末の活用が進み、児童生徒に関する教育情報を電子的に取り扱う機会が増加しております。また、生成 AI をはじめとする新たな技術の活用が広がる中で、利便性を活かしつつ、情報の取扱いには更なる配慮が求められております。その中でも、児童生徒の個人情報については、その重要性を踏まえ、適切に保護することが必要不可欠となっています。

以上のことから、学校現場における教育情報の安全かつ適切な管理を目的として、桜川市教育情報セキュリティポリシーを新たに策定するものです。

### 2. 教育情報セキュリティポリシーの体系

- 基本方針（市情報セキュリティ基本方針と同様とする）・・・別紙資料 1
- 対策基準（市基本方針、文部科学省ガイドラインに基づき、全ての情報システムに共通の情報セキュリティを定める）・・・別紙資料 2
- 実施手順（現場での具体的な実施手順書）・・・別紙資料 3

### 3. その他

- ・施行予定日：令和 8 年（2026 年）4 月 1 日

議案第13号

桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱（案）の制定について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

## 桜川市スクールソーシャルワーカー設置要綱（案）

### （設置）

第1条 いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待等生徒指導上の課題に早期に対応するため、社会福祉等の専門的な知識及び技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけ、きめ細かい支援を行うことを目的として、桜川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）にスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」という。）を置く。

### （身分）

第2条 SSWは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に規定する会計年度任用職員とする。

### （任用）

第3条 SSWは、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、市長が任用する。

- （1） 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- （2） 教育及び福祉に関して専門的な知識及び技術を有するとともに、過去に教育又は福祉の分野において活動経験の実績がある者

### （職務）

第4条 SSWは、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 児童及び生徒等の状況の把握及び問題の整理
- （2） 児童及び生徒等の支援に関する対策会議の実施
- （3） 関係機関との連携調整
- （4） 学校内における支援体制の構築
- （5） 保護者、教職員等に対する情報提供及び相談等の支援
- （6） 校内研修等、教職員研修への指導及び助言
- （7） 市教育委員会が行う連絡協議会への参加
- （8） その他児童及び生徒等の支援に関し、教育長が必要と認める業務

### （勤務態様等）

第5条 SSWの勤務場所は、桜川市立学校とする。

2 SSWの勤務時間は1日6時間を超えない範囲とし、年間の勤務時間の合計は312時間を限度とする。なお、勤務時間中においては、45分の休憩時間を取得することができるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、緊急を要する場合その他職務の円滑な遂行のために必要があると認めるときは、当該SSWの同意を得た上で、臨時に勤務日、勤務時間又は勤務場所を変更することができる。

4 SSWの勤務条件に関する事項で、この告示に定めのないものについては、地方公務員法その他の法令及び市の条例・規則の定めるところによる。

### （報酬等）

第6条 SSWの報酬は、1時間当たり3,000円とする。

2 費用弁償については、桜川市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条

例（令和元年桜川市条例第27号）の定めるところによる。

（任期）

第7条 SSWの任期は、桜川市会計年度任用職員の任用に関する規則（令和2年桜川市規則第19号）の定めるところによる。

（服務）

第8条 SSWは、教育委員会の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 SSWは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

3 SSWは、その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 SSWは、その職務の遂行に当たって、法令、条例及び教育委員会規則等を遵守しなければならない。

（研修）

第9条 SSWは、常にその職務を行う上で必要な知識の習得に努めなければならない。

（退職又は解職）

第10条 SSWの退職又は解職については、桜川市会計年度任用職員の任用に関する規則の定めるところによる。

（庶務）

第11条 SSWに関する庶務は、教育指導課において処理する。

（雑則）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第14号

桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画の変更（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

桜川市真壁伝統的建造物群保存地区保存計画の変更（案）

追加：保存計画番号「建－仲25」主屋1棟（仲町343-1）

削除：保存計画番号「工－下07」石仏・石塔1基（下宿町139-1）

保存計画番号「工－下08」石仏・石塔1対（下宿町139-1）

【別表1】伝統的建造物（建築物）特定リスト

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	建－上02	主屋	1棟	上宿町60	登録文化財
2	建－上03	主屋	1棟	上宿町60	登録文化財
3	建－上04	土蔵	1棟	上宿町60	登録文化財
4	建－上05	土蔵	1棟	上宿町60	
5	建－上06	薬医門	1棟	上宿町1	登録文化財
6	建－上07	薬医門	1棟	上宿町1	
7	建－上08	薬医門	1棟	上宿町60	登録文化財
8	建－下01	主屋	1棟	下宿町72-1	
9	建－下02	主屋	1棟	下宿町72-1	
10	建－下03	主屋	1棟	下宿町72-1	登録文化財
11	建－下04	土蔵	1棟	下宿町72-1	
12	建－下05	土蔵	1棟	下宿町72-1	登録文化財
13	建－下06	土蔵	1棟	下宿町72-1	
14	建－下07	主屋	1棟	下宿町72-1	
15	建－下08	主屋	1棟	下宿町72-1	
16	建－下09	附属屋	1棟	下宿町72-1	
17	建－下10	主屋	1棟	下宿町143	
18	建－下11	主屋	1棟	下宿町151-2	
19	建－下12	仏堂	1棟	下宿町184	登録文化財
20	建－下13	主屋	1棟	下宿町189	登録文化財
21	建－下14	主屋	1棟	下宿町189	登録文化財
22	建－下15	土蔵	1棟	下宿町189	登録文化財
23	建－下16	土蔵	1棟	下宿町189	登録文化財
24	建－下17	主屋	1棟	下宿町193	登録文化財
25	建－下18	土蔵	1棟	下宿町193	登録文化財
26	建－下19	主屋	1棟	下宿町194-1	
27	建－下20	石蔵	1棟	下宿町200-1	登録文化財
28	建－下21	主屋	1棟	下宿町203-1	
29	建－下22	石蔵	1棟	下宿町201	
30	建－下23	土蔵	1棟	下宿町72-1	
31	建－下24	土蔵	1棟	下宿町72-1	
32	建－下25	主屋	1棟	下宿町72-1	
33	建－下26	薬医門	1棟	下宿町143	
34	建－下27	薬医門	1棟	下宿町193	
35	建－下28	高麗門	1棟	下宿町202	登録文化財
36	建－下29	主屋	1棟	下宿町75-3	登録文化財
37	建－下30	高麗門	1棟	下宿町75-3	登録文化財
38	建－高01	土蔵	1棟	高上町213-1	登録文化財
39	建－高02	主屋	1棟	高上町217-1	登録文化財

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
40	建一高03	土蔵	1棟	高上町217-1	
41	建一高05	主屋	1棟	高上町219	
42	建一高06	主屋	1棟	高上町219	
43	建一高07	土蔵	1棟	高上町219	
44	建一高08	主屋	1棟	高上町220	登録文化財
45	建一高09	主屋	1棟	高上町222	
46	建一高10	主屋	1棟	高上町229	登録文化財
47	建一高11	土蔵	1棟	高上町229	
48	建一高12	主屋	1棟	高上町229	
49	建一高13	土蔵	1棟	高上町232	登録文化財
50	建一高14	主屋	1棟	高上町236-1	登録文化財
51	建一高15	主屋	1棟	高上町243	
52	建一高16	主屋	1棟	高上町253	
53	建一高17	主屋	1棟	高上町264	登録文化財
54	建一高18	土蔵	1棟	高上町264	登録文化財
55	建一高19	付属屋	1棟	高上町264	
56	建一高20	土蔵	1棟	高上町265	
57	建一高21	土蔵	1棟	高上町242-1	
58	建一高22	主屋	1棟	高上町288	登録文化財
59	建一高23	主屋	1棟	高上町288	登録文化財
60	建一高24	主屋	1棟	高上町292	
61	建一高25	主屋	1棟	高上町298	
62	建一高26	付属屋	1棟	高上町298	
63	建一高28	主屋	1棟	高上町206-2	
64	建一高29	付属屋	1棟	高上町206-2	
65	建一高30	主屋	1棟	高上町217-1	
66	建一高31	付属屋	1棟	高上町220	
67	建一高33	石蔵	1棟	高上町253	
68	建一高34	主屋	1棟	高上町257-1	
69	建一高35	主屋	1棟	高上町279-2	
70	建一高36	主屋	1棟	高上町286	
71	建一高38	土蔵	1棟	高上町272-1	登録文化財
72	建一高39	薬医門	1棟	高上町217-1	登録文化財
73	建一高40	腕木門	1棟	高上町229	
74	建一高41	薬医門	1棟	高上町232	登録文化財
75	建一高42	主屋	1棟	高上町297	登録文化財
76	建一高43	主屋	1棟	高上町297	
77	建一高44	土蔵	1棟	高上町215	
78	建一高45	主屋	1棟	高上町232	登録文化財
79	建一高46	主屋	1棟	高上町232	登録文化財
80	建一高47	主屋	1棟	高上町230-4	
81	建一高48	土蔵	1棟	高上町230-1	
82	建一高49	薬医門	1棟	高上町230-1	
83	建一仲01	主屋	1棟	仲町300	
84	建一仲02	土蔵	1棟	仲町300	
85	建一仲03	土蔵	1棟	仲町302	登録文化財
86	建一仲04	主屋	1棟	仲町304	
87	建一仲05	土蔵	1棟	仲町308	登録文化財

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
88	建-仲06	長屋門	1棟	仲町308	登録文化財
89	建-仲07	主屋	1棟	仲町331	
90	建-仲08	主屋	1棟	仲町333-1	
91	建-仲09	主屋	1棟	仲町335	登録文化財
92	建-仲10	主屋	1棟	仲町347	登録文化財
93	建-仲11	石蔵	1棟	仲町347	登録文化財
94	建-仲12	主屋	1棟	仲町351-1	登録文化財
95	建-仲13	主屋	1棟	仲町381-5	
96	建-仲14	主屋	1棟	仲町381-5	
97	建-仲15	主屋	1棟	仲町381-5	
98	建-仲16	主屋	1棟	仲町301	
99	建-仲17	付属屋	1棟	仲町307	
100	建-仲18	土蔵	1棟	仲町307	
101	建-仲19	主屋	1棟	仲町316-4	
102	建-仲20	主屋	1棟	仲町340-2	
103	建-仲21	主屋	1棟	仲町341	
104	建-仲22	土蔵	1棟	仲町341	
105	建-仲23	主屋	1棟	仲町374-4	
106	建-仲24	薬医門	1棟	仲町307	
107	建-仲25	主屋	1棟	仲町343-1	
108	建-大01	主屋	1棟	大和町198-27	
109	建-大02	主屋	1棟	大和町198-54	
110	建-大03	主屋	1棟	大和町198-66	
111	建-大04	主屋	1棟	大和町198-59	

【別表2】伝統的建造物（工作物）特定リスト

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	工-上01	板塀	1棟	上宿町1・62	
2	工-上02	板塀	1棟	上宿町57-2	
3	工-上03	板塀	1棟	上宿町60	
4	工-下01	板塀	1棟	下宿町72-1	
5	工-下02	軌道	1条	下宿町144-2	
6	工-下03	石塀	1棟	下宿町189	
7	工-下04	板塀	1棟	下宿町189	
8	工-下05	煙突	1基	下宿町72-1	
9	工-下06	道路元標	1基	下宿町189地先	
	<del>工-下07</del>	<del>石仏・石塔</del>	<del>1基</del>	<del>下宿町139-1</del>	<del>石鳥居・明治43</del>
	<del>工-下08</del>	<del>石仏・石塔</del>	<del>1対</del>	<del>下宿町139-1</del>	<del>石燈籠</del>
10	工-下09	石仏・石塔	1対	下宿町139-1	石柱・明治
11	工-下10	石仏・石塔	1対	下宿町139-1	石柱・大正
12	工-下11	石仏・石塔	1対	下宿町139-1	石像・昭和29
13	工-下12	石仏・石塔	1基	下宿町139-1	石段
14	工-下13	石仏・石塔	1基	下宿町139-1	石塔・文化2
15	工-下14	石仏・石塔	1基	下宿町139-1	石塔・慶応2
16	工-下15	石仏・石塔	1基	下宿町139-1	石塔・明治12
17	工-下16	石仏・石塔	1基	下宿町139-1	石塔・大正11
18	工-下17	石仏・石塔	1基	下宿町139-1	石塔・寛政12
19	工-下18	石仏・石塔	1体	下宿町139-1	如意輪観音・安永8

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
20	工一下19	石仏・石塔	1対	下宿町184	石燈籠・文政7
21	工一下20	石仏・石塔	1本	下宿町184	石燈籠・安政5
22	工一下21	石仏・石塔	1基	下宿町184	石塔・享和2
23	工一下22	石仏・石塔	1基	下宿町184	十九夜石塔
24	工一下23	石仏・石塔	1体	下宿町184	馬頭観音・寛政12
25	工一下24	石仏・石塔	6体	下宿町184	如意輪観音3 地蔵菩薩3
26	工一下25	石仏・石塔	1基	下宿町184	光明真言石塔
27	工一下26	石仏・石塔	1基	下宿町184	光明真言石塔
28	工一下27	石仏・石塔	1基	下宿町184	千社供養石塔
29	工一下28	石仏・石塔	1基	下宿町184	手水鉢・文政9
30	工一下29	石仏・石塔	1体	下宿町184	地蔵菩薩
31	工一下30	石仏・石塔	1体	下宿町184	馬頭観音
32	工一下31	石仏・石塔	1基	下宿町184	石燈籠・正徳2
33	工一下32	石仏・石塔	1基	下宿町184	石燈籠・享保3
34	工一下33	板塀	2棟	下宿町75-3	
35	工一高01	棟門	1棟	高上町220	
36	工一高02	石仏・石塔	1基	高上町240-1	石鳥居・大正4
37	工一高03	石仏・石塔	1体	高上町240-1	如意輪観音・明和8
38	工一高04	石仏・石塔	1体	高上町240-1	地蔵菩薩
39	工一高05	石仏・石塔	14基	高上町240-1	石塔群
40	工一伸01	石仏・石塔	1基	伸町384-2	石鳥居・昭和7
41	工一伸02	石仏・石塔	1基	伸町384-2	石碑・文久2
42	工一伸03	石仏・石塔	1基	伸町384-2	石塔・天文5
43	工一伸04	石仏・石塔	1基	伸町384-2	十九夜石塔・享保14
44	工一伸05	石仏・石塔	1基	伸町384-2	二十三夜石塔
45	工一伸06	石仏・石塔	1基	伸町384-2	三日月石塔・大正14
46	工一伸07	石仏・石塔	1基	伸町384-2	馬頭観音
47	工一伸08	石仏・石塔	1体	伸町384-3	如意輪観音・文化10
48	工一伸09	石仏・石塔	1体	伸町384-3	如意輪観音
49	工一伸10	石仏・石塔	1体	伸町384-3	如意輪観音
50	工一伸11	石仏・石塔	1体	伸町384-3	子育観音・嘉永3
51	工一伸12	石仏・石塔	11基	伸町384-3	供養石塔
52	工一大01	石仏・石塔	1基	大和町204-3	石鳥居・明治35
53	工一大02	石仏・石塔	1対	大和町204-3	石燈籠・昭和26
54	工一大03	石仏・石塔	1基	大和町204-3	手水鉢・明治29
55	工一大04	石仏・石塔	1対	大和町204-3	石柱・明治39
56	工一大05	板塀	1棟	大和町198-9~11	

【別表3】環境物件 特定リスト

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地	備考
1	環一上01	樹木	1本	上宿町1	
2	環一上02	樹木	1本	上宿町57-2	市指定文化財
3	環一下01	樹木	1本	下宿町184	市指定文化財
4	環一下02	樹木	1本	下宿町202	エゾジュ
5	環一下03	樹木	1本	下宿町202	カ

【小林家 主屋】

整理番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
建築物 107	建一仲 25	主屋	1棟	仲町 343-1
年代	大正7年(1918)			
構造及び形式等	木造2階建て・切妻屋根			
所有者名	小林勝典			
所見(小山工業高等専門学校 安高尚毅教授)				
<p>現存する店舗は新しく、伝統的建築様式を備えていないことが明らかである。一方、主屋は伝統的構法を概ね保持していることが確認された。ただし、南側下屋部分は全面的に改修されている。二階部分については当初材によって構成されており、一階において二階廊下を支える梁はベニヤ板で覆われているものの、その内部は当初材である可能性が高い。したがって、別添図面の範囲を、本建物における伝統的建造物の特定範囲として設定することが妥当である。</p>				



北側から撮影



南側から撮影

建築物位置図(建一仲25)



\* ■ は特定範囲を示す。

※削除（特定解除）

【稲荷神社 石鳥居】

整理番号	保存計画番号	種 別	員数	所在地
(旧)工作物 10	工一下 07	石仏・石塔	1 基	下宿町 139-1
年代	明治 43 年			
構造及び形式等	石鳥居			
所有者名	下宿町			

解除事由：東日本大震災による破損




震災直後



現在

工作物位置図（工一下 07）



\*  は工作物の位置を示す。

※削除（特定解除）

【稲荷神社 石灯籠】

整理番号	保存計画番号	種別	員数	所在地
(旧)工作物 11	工一下 08	石仏・石塔	1基	下宿町 139-1
年代	不明			
構造及び形式等	石灯籠			
所有者名	下宿町			

解除事由：東日本大震災による倒壊




震災直後



現在

工作物位置図（工一下 08）



\*  は工作物の位置を示す。

議案第15号

桜川市学校給食費の特例に関する規則を廃止する規則（案）について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

桜川市学校給食費の特例に関する規則を廃止する規則（案）

桜川市学校給食費の特例に関する規則（令和7年桜川市教育委員会規則第3号）  
は、廃止する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案第16号

桜川市学校給食費無償化実施要綱（案）の制定について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

## 桜川市学校給食費無償化実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組むために、保護者が負担する学校給食に要する費用の無償化に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 市立小学校及び義務教育学校 桜川市立学校設置条例（平成17年桜川市条例第74号）第1条に規定する小学校及び義務教育学校をいう。
- （2） 児童 市立小学校及び義務教育学校前期課程に在籍する児童をいう。
- （3） 保護者 児童を監護し、かつ、その生計を維持する者をいう。
- （4） 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号。以下「法」という。）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

（無償化の対象者）

第3条 無償化の対象となる保護者（以下「対象者」という。）は、市立小学校及び義務教育学校の児童の保護者とする。

（無償化の非対象者）

第4条 次に掲げる各号のいずれかに該当する者は、前条の対象者から除外するものとする。

- （1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助を受けている保護者
- （2） 法第12条第2項に規定する要保護児童生徒援助費補助金による就学援助を受けている保護者
- （3） 前号に掲げるもののほか、国の負担において学校給食費に係る助成を受けている保護者

（無償化の対象となる額）

第5条 無償化の対象となる学校給食費の額は、桜川市学校等給食費徴収規則（平成17年桜川市教育委員会規則第23号）第2条第1項第1号に規定する額とする。

（無償化の期間）

第6条 無償化の実施期間は、当面の間とする。

（無償化の方法）

第7条 無償化は、不徴収とする方法により実施する。

（雑則）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

議案第17号

桜川市学校給食費の特例に関する規則（案）の制定について

このことについて、別紙のとおり提出いたします。

令和8年(2026年)3月24日 提出

桜川市教育委員会  
教育長 稲川 善成

## 桜川市学校給食費の特例に関する規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた保護者の経済的負担の軽減を図るために実施する学校給食費の額の特例に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給食費の特例）

第2条 桜川市学校等給食費徴収規則（平成17年桜川市教育委員会規則第23号。以下「規則」という。）第2条に規定する給食費のうち、令和8年4月から令和9年3月までの給食費の月額は、規則第2条第1項第2号の規定にかかわらず、0とする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。